

愛知県後期高齢者医療広域連合公告第 12 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条の 6 並びに愛知県後期高齢者医療広域連合契約規則（以下「契約規則」という。）第 14 条及び第 15 条の規定により公告する。

平成 30 年 2 月 20 日

愛知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 伊藤 太

1 業務名

協定保養所利用助成事業周知広報業務委託

2 業務内容

仕様書のとおりとする。

なお、仕様書については、平成 30 年 2 月 20 日（火）から同月 26 日（月）まで（愛知県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、愛知県後期高齢者医療広域連合事務局給付課で配布するほか、同月 20 日（火）午後 2 時から同月 26 日（月）午後 5 時までの間、愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載する。

アドレス <http://www.aichi-kouiki.jp/info/nyusatsukankei.html>

3 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで

4 入札条件

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 契約規則第 13 条に規定する入札参加資格を有すること。
- (3) 次の表に掲げる業務分類を第 1 希望から第 3 希望までの業務分類として愛知県の競争入札参加者資格名簿に登載されており、かつ、資本金 10,000 千円以上及び職員数 10 名以上、かつ、契約営業所として当該名簿に登載された営業所を愛知県内に有する者であること。

業務（大分類）	営業種目（中分類）	取扱内容（小分類）
製造・販売	一般印刷	一般印刷

- (4) 過去 5 年間に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は県その他

の地方公共団体（愛知県後期高齢者医療広域連合を含む。）と種類及び規模が同程度以上の契約を締結し、当該契約の履行を完了した実績があること。

5 入札参加の申請方法

次に掲げる書類を平成 30 年 2 月 26 日（月）午後 5 時までに愛知県後期高齢者医療広域連合事務局給付課へ提出すること。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 業務実績調書
- (3) 4 の(3)の入札参加資格が証明される書類等の写し
- (4) 4 の(4)の履行実績が証明される契約書等の写し

なお、(1)及び(2)の書類については、配布期間中及び掲載期間中に、それぞれ愛知県後期高齢者医療広域連合事務局給付課で配布し、及び2に記載する愛知県後期高齢者医療広域連合ホームページのアドレスに掲載する。

6 入札参加資格の決定

入札参加資格確認申請に基づき、入札参加の適否を平成 30 年 2 月 28 日（水）までに通知する。

7 質問方法

この業務内容に関する質問は、電話等で平成 30 年 3 月 6 日（火）午後 2 時まで随時受け付け、参加者全員に回答する。

8 入札方法

総価（リーフレット、ポスター及び成果物仕分けの単価にそれぞれの数量を乗じて得た額並びにリーフレット保管料）で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 100/108 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 3 月 7 日（水）午前 10 時
- (2) 場所 愛知県名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号
国保会館北館 5 階 大会議室

10 落札者の決定方法

- (1) 契約規則第 19 条各項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内

で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- (2) 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

11 入札保証金
免除する。

12 契約保証金
免除する。

13 入札の無効
入札参加資格のない者による入札、入札に際して注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他契約規則第23条各号に該当する入札は、無効とする。

14 契約書作成の要否
この業務の契約においては、契約書を要する。

15 契約の締結期限
平成30年4月1日

16 その他
(1) 第1回目の入札書を提出の際は封筒に入れること。
(2) 予定価格の制限の範囲内で入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
この場合における入札の回数は、初回を合わせて3回を限度とする。
(3) 令第167条の4第2項に該当する場合、入札に参加させない場合がある。
(4) 契約規則、入札心得その他の法令を遵守しなければならない。
(5) この入札結果については、公表する。

17 問い合わせ先
愛知県後期高齢者医療広域連合事務局 給付課給付第一グループ
〒461-0001 愛知県名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館北館3階
TEL 052-955-1205 FAX 052-955-1298